

昭和37年8月16日付直審（法）46「生命保険会社の所得計算等に関する取扱いについて」通達のうち「改正前」欄に掲げるものを「改正後」欄のように改める。

（注）アンダーラインを付した箇所が、新設し、又は改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p><u>（保険契約の責任準備金等の農業協同組合等の共済事業の責任準備金等への準用）</u></p> <p>14 <u>1から7までの取扱いは、農業協同組合又は農業協同組合連合会の行う共済事業（被共済者の死亡又は生存を共済事故とするものに係る事業に限る。以下同じ。）における責任準備金及び割戻準備金について準用する。この場合における責任準備金は、次のようになるのであるから留意する。</u></p> <p><u>(1) 農業協同組合又は農業協同組合連合会が責任準備金に繰り入れた金額のうち損金の額に算入される額は、当該繰入額（共済掛金積立金及び未経過共済掛金の部分に限るものとし、これらの部分を担保するために再共済、再々共済又は再保険を付している場合の当該付している部分に相当する金額を除く。）のうち、農業協同組合及び農業協同組合連合会の行う共済事業に係る責任準備金の積立に関する省令（昭和33年農林省令第7号。）において定められているところにより計算した金額を限度とする。この場合、共済掛金積立金の部分の金額は、共済契約に係る共済掛金率の計算基礎を基として純共済掛金式により計算した額を限度として損金の額に算入する。</u></p> <p><u>(注) 純共済掛金式以外の方式により繰入れをした責任準備金の共済掛金積立金部分の金額が、純共済掛金式により計算した損金算入限度額に満たない場合には、当該事業年度において責任準備金の異常危険準備金（租税特別措置法第57条の5の規定により損金の額に算入された部分の金額を除く。以下同じ。）として繰り入れた金額と当該事業年度開始の日における異常危険準備金の金額との合計額のうち、当該満たない部分の積立不足を補うものとして積み立てた金額を損金の額に算入することができるものとする。</u></p> <p><u>(2) 農業協同組合又は農業協同組合連合会が責任準備金に繰り入れた金額で翌事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入する金額は、責任準備金に繰り入れた金額（損金の額に算入されなかった部分の金額を除く。）のうち異常危険準備金として繰り入れた金額以外の金額とする。</u></p>	<p>（新 設）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(農業協同組合等の共済事業に係るIBNR備金の損金算入)</p> <p>15 農業協同組合連合会が各事業年度において団体定期生命共済について見込まれる既発生未報告の共済事故に係る共済金の支払に充てるため積み立てた支払備金の額は、次の算式により計算した金額を限度として損金の額に算入する。</p> <p>(算式)</p> $\frac{\text{当該事業年度に支払事由の発生} \times \text{当該事業年度の被共済者数}}{\text{の報告を受けた前事業年度発生} \times \text{前事業年度の被共済者数}} \times \frac{\text{の共済事故に係る支払備金積立} \times \text{前事業年度の被共済者数}}{\text{所要額}}$ <p>(注) 上記により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された支払備金の金額は、当該事業年度の翌事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。</p> <p>(未収保険料等の貸倒引当金の対象金銭債権からの除外)</p> <p>16 生命保険会社の保険契約に係る未収保険料又は農業協同組合、農業協同組合連合会若しくは水産業協同組合共済会の行う共済事業に係る未収共済掛金は、法人税法第52条第1項に規定する金銭債権に該当しない。</p> <p>(経過的取扱い)</p> <p>(1) 改正後の取扱いについては、平成10年4月1日以後に開始する事業年度の法人税について適用する。</p> <p>(2) 水産業協同組合共済会の行う共済事業に係る平成8年改正通達(平成8年9月30日付課法2-5「生命保険会社の所得計算等に関する取扱いについて」通達の一部改正について)通達をいう。)の改正前の通達12の取扱いについては、なお従前の例による。</p>	<p>(新設)</p> <p>(未収保険料の貸倒引当金の対象貸金からの除外)</p> <p>14 生命保険会社の保険契約に係る未収保険料は、法人税法第52条第1項に規定する貸金に該当しない。</p> <p>(新設)</p>